

# 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (第18号議案)

## 【学校教育職員】

### 1 改正の背景

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)の施行による学校教育法(昭和22年法律第26号)等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

### 2 関係条例および改正の概要

下記(1)～(4)の各条例で定める条文において、学校教育職員の定義に主務教諭を追加する。

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(第1条関係)
- (2) 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(第2条関係)
- (3) 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(第2条関係)
- (4) 学校教育職員の旅費に関する条例(第1条関係)

なお、品川区では、東京都に準じて、一般の教諭とは職務の困難度・職責が異なる職として、3級職にあたる主任教諭を既に設置しており、運用上は引き続き主任教諭の名称で扱うものとする。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例】

改正後	改正前
平成10年3月30日条例第5号	平成10年3月30日条例第5号
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭および養護教諭ならびに区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師であつて常時勤務のものおよび地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭および養護教諭ならびに区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師であつて常時勤務のものおよび地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p>

【学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例】

改正後	改正前
平成20年7月4日条例第22号	平成20年7月4日条例第22号
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する者以外の者をいう。</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する者以外の者をいう。</p>

【学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例】

改正後	改正前
平成21年 3 月31日 条例第29号	平成21年 3 月31日 条例第29号
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外の者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外の者をいう。</p>

【学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例】

改正後	改正前
平成21年 3 月31日 条例第30号	平成21年 3 月31日 条例第29号
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する学校教育職員（品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者および同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外の者をいう。以下「職員」という。）の旅費に関し、諸般の基準を定めるものとする。</p> <p>2 外国旅行の赴任旅費については、国家公務員の例に準じて品川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）がそのつど特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する学校教育職員（品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者および同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外の者をいう。以下「職員」という。）の旅費に関し、諸般の基準を定めるものとする。</p> <p>2 外国旅行の赴任旅費については、国家公務員の例に準じて品川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）がそのつど特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める。</p>

【改正付則】

改正後	改正前
付 則	

この条例は、令和8年4月1日から施行する。